



熊本県公報

第 1 1 8 1 8 号

平成 21 年 6 月 26 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律における医療機関の指定…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律における医療機関の変更…………… (〃) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律における医療機関の廃止…………… (〃) 2
- 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定…………… (障害者支援総室) 3
- 障害者自立支援法第54条第2項に規定する医療機関(育成医療・更生医療)の指定…………… (〃) 4
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 4
- 保安林の指定…………… (〃) 4
- 保安林の指定…………… (〃) 4
- 保安林の指定…………… (〃) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援総室) 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (〃) 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 6
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更…………… (障害者支援総室) 6
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 6
- 道路の区域変更…………… (〃) 6
- 熊本県工事契約事務取扱要領…………… (監理課) 7
- 熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領…………… (〃) 8
- 公 告
- 団体営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画・技術管理課) 8
- 団体営土地改良事業施行の適否決定…………… (〃) 9
- 団体営土地改良事業施行の適否決定…………… (〃) 9
- 土地改良区役員退任及び就任…………… (〃) 9
- 土地改良区定款変更認可…………… (〃) 10
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (〃) 10
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (〃) 10
- 道路の位置指定の公告…………… (建築課) 10
- 熊本都市計画良町地区地区計画の決定…………… (都市計画課) 11
- 熊本都市計画用途地域(菊陽町)の変更…………… (〃) 11
- 熊本都市計画南受地区地区計画の決定…………… (〃) 11
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 11
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (〃) 11
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (〃) 12
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画・技術管理課) 12
- 道路の位置指定の公告…………… (建築課) 12
- 登 載 依 頼
- 警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則…………… (警察本部生活安全企画課) 12

告 示

熊本県告示第 6 0 2 号
 生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 3 0 号)第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 4 9 条の規定により指定医療機関を次の

とおりに指定したので、生活保護法第 55 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。

平成 21 年 6 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
松橋耳鼻咽喉科・内科クリニック	宇城市松橋町きらら二丁目 2 番地 1 5	平成 21 年 5 月 1 日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
歯科処神崎	玉名郡和水町津田字下津留 1 5 6 3 番地 7	平成 21 年 5 月 1 8 日
まつなが歯科医院	山鹿市熊入町西田 2 3 6 番地 1	平成 21 年 2 月 2 7 日

熊本県告示第 603 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 55 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。

平成 21 年 6 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
教良木診療所	名 称		平成 21 年 4 月 1 日
	上天草市国民健康保険 教良木診療所	教良木診療所	

(歯科)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
なかくま歯科医院	名 称		平成 21 年 5 月 1 日
	中球磨歯科医院	なかくま歯科医院	

熊本県告示第 604 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 55 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。

平成 21 年 6 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
松橋耳鼻咽喉科内科 クリニック	宇城市松橋町きらら二丁目 2 番地 1 5	平成 2 1 年 5 月 1 日
高木小児科医院	天草市古川町 2 番 2 5 号	平成 2 1 年 4 月 3 0 日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
まつなが歯科医院	山鹿市熊入町西田 2 3 6 番地 1	平成 2 1 年 2 月 2 6 日
よしむら歯科医院	菊池郡菊陽町津久礼 3 6 0 0 番地 5 7	平成 2 1 年 2 月 2 1 日
ひかりハロー歯科診 療所	宇城市松橋町両仲間 4 9 番地 1	平成 2 1 年 4 月 3 0 日

熊本県告示第 6 0 5 号

身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 1 項の規定により身体障害者手帳交付のために診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行規則（平成 7 年熊本県規則第 1 6 号）第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 1 年 6 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
耳鼻咽喉科	松本 裕孝	平成 2 1 年 6 月 3 日	まつもと耳鼻咽喉科医院 菊池市亘 1 1 - 1
呼吸器科	本田 泰子	平成 2 1 年 6 月 3 日	医療法人社団 黎明会 宇賀岳病院 宇城市松橋町松橋 1 4 5 5 番地 1
内科	安田 國士	平成 2 1 年 6 月 3 日	水俣市立明水園 水俣市浜 4 0 7 6 番地
整形外科	安岡 寛理	平成 2 1 年 6 月 3 日	公立玉名中央病院 玉名市中 1 9 5 0 番地
整形外科	稲葉 大輔	平成 2 1 年 6 月 3 日	公立玉名中央病院 玉名市中 1 9 5 0 番地
整形外科	越智 龍弥	平成 2 1 年 6 月 3 日	公立玉名中央病院 玉名市中 1 9 5 0 番地
眼科	江畑 理佳	平成 2 1 年 6 月 3 日	みなみあそ眼科 阿蘇郡高森町高森 1 5 8 9 - 5
循環器科	丸吉 秀朋	平成 2 1 年 6 月 3 日	医療法人永田会 東熊本第二病院 菊池郡菊陽町大字辛川 1 9 2 3 - 1
眼科	緒方 博子	平成 2 1 年 6 月 3 日	山鹿市立病院 山鹿市山鹿 5 1 1
内科	田島 暁	平成 2 1 年 6 月 3 日	医療法人春水会 山鹿中央病院 山鹿市山鹿 1 0 0 0 番地
耳鼻咽喉科	野口 聡	平成 2 0 年 1 1 月 1 日	山鹿市立病院 山鹿市山鹿 5 1 1
循環器科	松田 宏史	平成 2 1 年 1 月 1 5 日	ニユー天草病院 天草市太田町 2 - 1
神経内科	阪本 徹郎	平成 2 1 年 4 月 1 日	国立病院機構 熊本南病院 宇城市松橋町豊福 2 3 3 8

熊本県告示第606号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次の医療機関を指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成21年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
きりん薬局 原田店	球磨郡多良木町大字多良木899番地	調剤	平成21年6月1日
まつばせ薬局	宇城市松橋町萩尾2051番地8	調剤	平成21年6月1日

熊本県告示第607号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町今富字和田1404番、1440番1、1444番1、1460番、1461番、1476番、1480番2、1483番から1485番まで、1486番1、1490番、1493番1、1493番3、1494番、1507番、1509番、1513番2から1513番4まで、1514番1、1515番2、1519番1、1520番1、1520番3、1522番、1523番、1525番

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字和田1444番1・1460番・1485番・1494番・1507番・1522番（以上6筆については次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第608号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町今富字平尾2868番

- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第609号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町崎津字村上715番1

- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第610号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町椎持字竹尾1554番から1557番まで、1558番1
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第611号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
アースサポート株式会社熊本在宅サービスセンター 熊本市白山二丁目1番1号	アースサポート株式会社	平成21年7月1日

熊本県告示第612号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9の規定により公示する。

平成21年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
アースサポート株式会社熊本在宅サービスセンター 熊本市白山二丁目1番1号	アースサポート株式会社	平成21年7月1日

熊本県告示第613号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
けあらーず榎 指定訪問介護事業	株式会社 セラム	平成21年7月1日

所 熊本市榎町 1 5 番 1 9 1 号		
--------------------------	--	--

熊本県告示第 6 1 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 9 の規定により公示する。
平成 2 1 年 6 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
けあらーず榎 指定訪問介護事業所 熊本市榎町 1 5 番 1 9 1 号	株式会社 セラム	平成 2 1 年 7 月 1 日

熊本県告示第 6 1 5 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により次の指定相談支援事業者から変更の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 1 年 6 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称	事業所の名称	変更前の事業所の住所	変更後の事業所の住所	変更年月日
社会福祉法人 菊愛会	コミュニティはうす 明日	菊池市隈府 3 1 5 番地	菊池市隈府 4 6 9 番地 1 0	平成 2 1 年 6 月 1 日

熊本県告示第 6 1 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 6 月 2 6 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 6 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	黒木鹿北線	山鹿市鹿北町岩野字柚木谷 2 2 7 4 番 8 地先から 同所 2 3 5 7 番 7 地先まで	530.0	緊道整 (新道 区間)

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 6 月 2 6 日

熊本県告示第 6 1 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 1 年 6 月 2 6 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 6 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	高森波野線	阿蘇郡高森町大字野尻字広迫 6 9 2 番 1 地先から 同所 6 7 6 番 1 地先まで	前	5.0 ～ 25.0	111.0	廃道
			後	12.0 ～ 38.0	45.6	

			後	12.0 ～ 38.0	45.6	
--	--	--	---	-------------------	------	--

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 6 月 2 6 日

熊本県告示第 6 1 8 号

熊本県工事契約事務取扱要領を次のように定める。
平成 2 1 年 6 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工事契約事務取扱要領

(趣旨)

第 1 条 熊本県が発注する建設工事に係る契約事務の取扱いについては、熊本県会計規則(昭和 6 0 年熊本県規則第 1 1 号。以下「規則」という。)その他関係法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(契約書の作成)

第 2 条 規則第 7 4 条の規定により契約書を作成する場合は、別に定める様式により作成するものとし、契約の相手方とともに契約書に記名押印のうえ、その一通を所持しなければならない。なお、規則第 7 5 条の規定による契約書の作成の省略は、行わないものとする。

(契約保証金の納付に代わる担保の提供)

第 3 条 規則第 7 7 条第 2 項に規定する契約保証金の納付に代えて提供することができる担保は、同項各号に掲げるもののうち次に掲げるものに限るものとする。

(1) 国債又は県債(以下「国債等」という。)

(2) 銀行又は契約担当者が确实と認める金融機関(以下「金融機関等」という。)の保証

(3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証

2 前項第 2 号に規定する金融機関等の保証又は同項第 3 号に規定する保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証に係る書面を提出させなければならない。

(担保の価値)

第 4 条 前条第 1 項各号に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保の区分に応じ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 国債等 額面金額

(2) 金融機関等及び保証事業会社の保証 その保証する金額

(契約保証金の免除)

第 5 条 規則第 7 8 条の規定により契約保証金の納付を免除できる場合は、同条各号に掲げるもののうち次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、第 3 号については、設計金額が 3 0 0 万円未満の工事である場合に限るものとする。

(1) 契約の相手方が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。)第 1 6 7 条の 5 及び第 1 6 7 条の 1 1 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 前項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結したことにより契約保証金を免除する場合は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

3 第 1 項第 2 号に規定する工事履行保証契約を締結したことにより契約保証金を免除する場合は、当該保証契約に係る書面を提出させなければならない。

(最低制限価格の設定及び算出方法)

第 6 条 指名競争入札又は条件付一般競争入札(設計金額が 5 億円未満の建設工事に限る。)により契約を締結しようとする場合は、令第 1 6 7 条の 1 0 第 2 項に規定する最低制限価格を設けるものとし、当該最低制限価格は、原則として、次に定めるところにより算出するものとする。

(1) 予定価格算定の基礎となった設計金額の直接工事費の額に 1 0 0 分の 9 5 を乗じて得た額(円未満切捨て)、共通仮設費の額に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た額(円未満切捨て)、現場管理費の額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額(円未満切捨て)及び一般管理費の額に 1 0 0 分の 3 0 を乗じて得た額(円未満切捨て)の合計額(以下「最低制限基準価格」という。)に無作為(ランダム)係数を乗じて算出した価格(円未満切捨て)とする。ただし、最低制限基準価格が予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。)の 1 0 0 分の 9 0 を超える場合は予定価格に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た額(円未満切捨て)とし、最低制限基準価格が予定価格の 1 0 0 分

の70に満たない場合は予定価格に100分の70を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

(2) 前号の無作為（ランダム）係数は、電子計算組織により無作為に算出される1.00000から1.01000までの数値（小数点以下第5位まで）とする。

(最低制限価格の決定)

第7条 最低制限価格は、開札直前に、入札執行者が熊本県電子入札システム（以下「システム」という。）の最低制限価格ボタンを押下し、システムにより決定した無作為（ランダム）係数を用いて自動的に決定する。

2 無作為（ランダム）係数の設定回数は、入札案件ごとに1回とする。

(低入札価格調査基準価格の設定)

第8条 一般競争入札又は条件付一般競争入札（設計金額が5億円以上の建設工事に限る。）により契約を締結しようとする場合は、第6条の規定にかかわらず、熊本県建設工事低入札価格調査実施要領（平成16年熊本県告示第331号）に規定する低入札価格調査基準価格を設けるものとする。

(契約の申出期限)

第9条 契約予定の相手方が決定した場合においては、落札決定の日（随意契約の場合には、契約の合意の日）から7日以内に相手方に契約書を提出させなければならない。ただし、相手方が書面によりその延期を申し出た場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、この期限を延長することができる。

附 則

この要領は、平成21年7月1日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

熊本県告示第619号

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成21年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領
熊本県建設工事低入札価格調査実施要領（平成16年熊本県告示第331号）の一部を次のように改正する。

3を次のように改める。

3 低入札価格調査基準価格の設定
低入札価格調査を実施する基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、原則として、予定価格算定の基礎となった設計金額の直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額（円未満切捨て）、共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額（円未満切捨て）、現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額（円未満切捨て）及び一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額（円未満切捨て）の合計額とする。ただし、調査基準価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の100分の90を超える場合は予定価格に100分の90を乗じて得た額（円未満切捨て）とし、調査基準価格が予定価格の100分の70に満たない場合は、予定価格に100分の70を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

6中「100分の85を乗じて得た額」の次に「（円未満切捨て）」を、「100分の65を乗じて得た額」の次に「（円未満切捨て）」を、「100分の60を乗じて得た額」の次に「（円未満切捨て）及び一般管理費の額に100分の20を乗じて得た額（円未満切捨て）」を加え、「（円未満切上げ）」を削る。

附 則

この要領は、平成21年7月1日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

公 告

熊本県公告第348号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成21年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	原倉西	平成14年1月28日	平成14年3月25日	玉東町
暗渠排水	竹の田	平成15年1月6日	平成15年3月25日	玉東町
農業用排水施設	原倉東	平成18年10月11日	平成19年3月9日	玉東町

熊本県公告第 3 4 9 号

菊池市に事務所を置く菊池市土地改良区理事長福村三男から認可の申請があった佐野原井手地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成 21 年 6 月 16 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。
平成 21 年 6 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
佐野原井手地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 21 年 6 月 29 日から平成 21 年 7 月 27 日まで
- 3 縦覧場所
菊池市役所
菊池市土地改良区事務所

熊本県公告第 3 5 0 号

菊池市に事務所を置く菊池市土地改良区理事長福村三男から認可の申請があった菊池堰地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成 21 年 6 月 16 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。
平成 21 年 6 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
菊池堰地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 21 年 6 月 29 日から平成 21 年 7 月 27 日まで
- 3 縦覧場所
菊池市役所
菊池市土地改良区事務所

熊本県公告第 3 5 1 号

菊池市旭志に事務所を置く旭志村土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。
平成 21 年 6 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	石井 光幸	菊池市旭志川辺 5 1 3 番地 3
理事	中尾 正弘	菊池市旭志伊坂 2 2 4 番地
理事	三池 哲雄	菊池市旭志新明 1 6 1 7 番地
理事	高宗 和敏	菊池市旭志新明 2 2 6 7 番地
理事	山代 正治	菊池市旭志伊萩 5 5 3 番地
理事	岩根 敬親	菊池市旭志弁利 2 6 4 3 番地 9
理事	水上 博吉	菊池市旭志弁利 9 9 1 番地
理事	森 龍一	菊池市旭志麓 4 6 9 番地
理事	谷田 恭一	菊池市旭志麓 2 5 5 6 番地
理事	水谷 新次	菊池市旭志小原 5 1 7 番地
理事	芹川 敬臣	菊池市旭志尾足 3 0 7 番地
理事	右田 松男	菊池市旭志川辺 6 8 5 番地
理事	志垣 孝徳	菊池市旭志川辺 6 5 3 番地
監事	岩根 洋一	菊池市旭志麓 2 3 6 番地
監事	澤山 未知也	菊池市旭志尾足 9 2 9 番地

就任		
理事	石井 光幸	菊池市旭志川辺513番地3
理事	上田 巖	菊池市旭志伊坂335番地
理事	三池 留盛	菊池市旭志新明1506番地
理事	高宗 隆章	菊池市旭志新明2290番地
理事	大塚 祐次	菊池市旭志伊萩582番地
理事	岩根 雄一	菊池市旭志弁利55番地
理事	水上 隆光	菊池市旭志弁利1306番地
理事	中野 正一	菊池市旭志麓1381番地1
理事	本田 誠矢	菊池市旭志麓1338番地1
理事	岡島 克己	菊池市旭志小原159番地
理事	松岡 昌明	菊池市旭志尾足283番地
理事	青木 孝博	菊池市旭志川辺577番地2
理事	平山 一浩	菊池市旭志川辺1917番地
監事	森 保春	菊池市旭志新明2693番地
監事	上野 康博	菊池市旭志麓513番地1

熊本県公告第352号

菊池市に事務所を置く菊池市土地改良区理事長福村三男から平成21年4月10日付けで申請のあった定款変更については、平成21年6月16日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成21年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第353号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営菊池東部地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成21年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営菊池東部地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成21年6月29日から平成21年7月27日まで
- 縦覧場所
菊池市役所

熊本県公告第354号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営菊池東部2期地区土地改良事業（区画整理、農業用排水施設、暗渠排水）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成21年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営菊池東部2期地区土地改良事業（区画整理、農業用排水施設、暗渠排水）計画書の写し
- 縦覧期間
平成21年6月29日から平成21年7月27日まで
- 縦覧場所
菊池市役所

熊本県公告第355号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成21年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大字引水968番地
- 2 築造者の氏名 月尾信子
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字引水字柳塘908番5
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 34.53メートル
- 6 指定年月日 平成21年6月15日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第37号

熊本県公告第356号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画（良町地区地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第357号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画用途地域（菊陽町）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第358号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画（南受地区地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第359号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町新山一丁目3190番34の一部、同3190番42の一部及び同3190番43の一部
2,417.49平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町津久礼76番地3
有限会社ジョイント

熊本県公告第360号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町新山一丁目3190番29

- 973.91平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市帯山八丁目6番38号
有限会社タツヤ

熊本県公告第361号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成21年6月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市万田字仮佛433番2、同433番3、同438番2、同439番2、同441番1、同441番2、同字前田490番4、同490番5、同490番6の一部及び水路の一部
4,513.77平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
荒尾市大島103番地の2
有限会社日新商会

熊本県公告第362号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成21年6月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理、農業用道路、農業用排水施設	上第二（あさぎり町）	平成11年10月1日	平成21年6月8日	熊本県

熊本県公告第363号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成21年6月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 人吉市鬼木町720番地
- 2 築造者の氏名 山口秀継
- 3 道路の位置 人吉市鬼木町字芦原749番6、同751番7及び同749番7
- 4 道路の幅員 5.00メートル
- 5 道路の延長 28.00メートル
- 6 指定年月日 平成21年6月16日
- 7 指定番号 熊本県指令球磨技管第6号

登載依頼

熊本県公安委員会規則第6号

警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成21年6月15日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則

警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。
（携帯の禁止）

第2条 警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たり携帯してはならない護身用具は、次に掲げる護身用具（鋭利な部位がないものに限る。）以外のものとする。

- (1) 警戒棒（その形状が円棒であって、長さが30センチメートルを超え90センチメ

一トール以下であり、かつ、重量が別表第 1 の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。)

(2) 警戒じょう (その形状が円棒であって、長さが 90 センチメートルを超え 130 センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第 2 の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。)

(3) 刺股

(4) 非金属製の楯

(5) 前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

第 3 条中「場合においては」を「場合は」に、「警戒杖」を「警戒じょう」に改める。

第 4 条の見出し中「警戒杖」を「警戒じょう」に改め、同条中「場合においては」を「場合は」に、「警戒杖」を「警戒じょう」に改める。

第 5 条を削る。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1 警戒棒の制限 (第 2 条関係)

長 さ	重 量
30 センチメートルを超え 40 センチメートル以下	160 グラム以下
40 センチメートルを超え 50 センチメートル以下	220 グラム以下
50 センチメートルを超え 60 センチメートル以下	280 グラム以下
60 センチメートルを超え 70 センチメートル以下	340 グラム以下
70 センチメートルを超え 80 センチメートル以下	400 グラム以下
80 センチメートルを超え 90 センチメートル以下	460 グラム以下

別表第 2 警戒じょうの制限 (第 2 条関係)

長 さ	重 量
90 センチメートルを超え 100 センチメートル以下	510 グラム以下
100 センチメートルを超え 110 センチメートル以下	570 グラム以下
110 センチメートルを超え 120 センチメートル以下	630 グラム以下
120 センチメートルを超え 130 センチメートル以下	690 グラム以下

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に警備業法第 17 条第 2 項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒又は警戒じょう (この規則による改正後の警備業法第 17 条第 1 項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則 (以下この項において「新規則」という。)) 第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げるものを除く。) については、この規則の施行の日から起算して 10 年間は、新規則第 2 条の規定にかかわらず、警備業者及び警備員はこれらを携帯することができる。